

区営小茂根一丁目住宅指定管理者の選定に関する方針について

(令和元年9月4日区長決定)

1 本方針の位置付け

本方針は、板橋区が建替える区営小茂根一丁目住宅を管理運営するにあたり、東京都板橋区営住宅条例第45条の2第1項ただし書きの規定に基づき、公募によらない選定（以下「非公募」という。）により指定管理者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 指定管理者候補団体及び対象施設の基本事項

(1) 指定管理者候補団体

社名：株式会社東急コミュニティー

住所：東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

(2) 対象施設

名称：区営小茂根一丁目住宅

住所：東京都板橋区小茂根一丁目17番20号

(3) 管理業務の範囲

東京都板橋区営住宅条例第45条に規定する業務

(4) 指定期間

対象施設の供用開始日から令和6年3月31日まで

3 非公募理由

スケールメリットを活かし、区営住宅及び改良住宅の全てを一括管理することにより施設管理費用の削減をすることができる。また、副次的効果として区と指定管理者の連携が効率的に行われ、窓口一本化（ワンストップ）により、居住者の安心・安全な暮らしを確保し、昼夜を問わず対応することができる。

4 選定方法

板橋区営住宅等及び改良住宅施設指定管理者の選定に関する要綱（以下「要綱」という。）に選定に関する必要な事項を定め、区営住宅条例、同施行規則及び要綱に基づき選定を行う。

また、指定管理者候補団体は、昨年度の選定委員会による選定及び今年度のモニタリング調査により、指定管理者としての妥当性及び適格性が担保できていることから、区職員によるネガティブチェック及び専門家による財務点検の結果をもって選定を行う。

5 今後のスケジュール（予定）

板橋区営住宅等指定管理者の選定に関する要綱の一部改正 令和2年2月

指定管理者の指定議案の審議 令和2年6月